

納税ニュース

平成16年 6月15日(創刊号)
編集・発行:鹿嶋市納税対策室
〒3148655 鹿嶋市平井 1187 番地1
TEL 82-2911 FAX 84-1212
URL <http://city.kashima.ibaraki.jp/>

納税対策室(納税管理課と納税対策課)を設置

鹿嶋市の財政は厳しい状態が続き、特に歳入の根幹となる市税の収入は9年連続して減少し、予算編成に苦慮しているところです。

そこで平成16年度は、引き続き事務の合理化や経費の節減など、財政の健全性の確保に最大限の努力をするとともに、財源の確保と不公平感の解消を図っていきます。

あわせて市税などの収納体制を強化し、未納対策に全力で取り組むため、新たに納税対策室(納税管理課・納税対策課)を4月1日に設置しました。

納税管理課と納税対策課の主な仕事

納税管理課は、固定資産税と市・県民税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料の徴収や収納の管理、滞納処分を主に行っています。

納税対策課は納税管理課と同じ市税などの徴収や納税相談、特に滞納整理業務を重点的に行っています。

市はこの「納税ニュース」により、納税に関する情報を中心に、2カ月に1回程度、定期的にお知らせしていきます。ご意見・ご要望などをお寄せください



納税は市民協働のまちづくりでも重要課題

まちづくりについては、今まで以上に市民の皆さんの参加と協力、そして自主的な取り組みをお願いしています。

市民と行政が役割を分担しながら、同じ立場で「協働のまちづくり」を進めています。しかし協働とはいっても市を運営する根幹の市税などの納付に公平性が確保できなければ、「協働のまちづくり」も進展しません。

納税対策室では、納税を通じて、公平・公正で豊かで活気のあるまちづくりを進める啓発活動も担っていきます。

滞納整理基本計画をつくりました(平成16年度～平成20年度)

【主な目標】

発生した滞納は、計画的に整理します
公平性・税収確保のため、法的手続きを厳密に運用します
納税相談などを実施し、計画的な納税を進めます
収納率は、県内22市でトップ水準をめざします
現年度収納を強化し、滞納の発生を抑えます

【具体的行動】

滞納者宅への訪問により、実状の把握と適切な指導を進めます
納税の利便性を確保するため、休日納税窓口を行います(継続中)
納め忘れを防ぐため、口座振替を進めます
国民健康保険税の納付状況に基づき、保険証の交付を適切に行います
茨城租税債権管理機構との連携により、効果的な手続きを進めます



市職員(納税対策室)の身分証明書



納税対策室の職員が業務として個別訪問をする際には「顔写真入りの身分証明書(徴収吏員証)」を必ず携帯していません(左図参照)。

また、市税などの現金を受領するときは、必ず領収書を発行します。万一もれた場合は請求してください。

そのほか対応時に疑問などが生じた場合はお問合せください。

6月は市・県民税と国民健康保険税、介護保険料の納期です 納期限:6月30日(水)

納付場所

市内で納付ができる場所は、鹿嶋市役所と大野出張所、市内にある銀行、信用金庫、信用組合、農協、郵便局です。

納税は便利な口座振替で

納期ごとに預金口座から自動振替で納税する制度です。

申し込みは市内の金融機関(郵便局を含む)へ通帳と通帳印を持参のうえ、手続きをしてください。

全期前納制度のご利用を

固定資産税と市県民税には全期前納制度があり、第1期に年税額(総額)を納付すると報奨金を差し引いた額で済みます。今回は市県民税です。

納付期限が過ぎますと延滞金がかかります

納期限を過ぎてから市税などを納めますと督促手数料(80円)と延滞金(年利14.6%)が加算されます。納期限内に納付していただくようご協力をお願いします。

ご存知ですか?市税などの納税相談

市税などの納税相談について

納期限内の納付が困難な場合の納付方法などの相談です。
とき 月曜日から金曜日の8:30~17:15(土・日、祝日を除く)
ところ 市役所1階 納税管理課と納税対策課窓口

休日納税窓口を開設しています

平日は仕事などで、納めることが困難な人への納税窓口です。
とき 毎月第4日曜日の9:00~15:00(次は6月27日、7月25日)
ところ 市役所1階 納税対策課窓口

同時に納期限内の納付が困難な場合の相談も受け付けています。



納税ニュースは各区長から各家庭への配布となっています。地区に入っていない人は、各公民館または市のホームページ(<http://city.kashima.ibaraki.jp/>)をご利用ください。

次回発行は7月30日の予定です。